

原子力関連貨物の輸入の承認について

輸入注意事項19第3号(19.3.6)

最終改正:令和元年8月30日付け・輸入注意事項2019第85号

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる原子力関連貨物の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。)をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

- (1) 核原料物質・核燃料物質
- ① 関税率表の第26・12項に該当するウラン鉱及びトリウム鉱(精鉱を含む。)
 - ② 関税率表の第2844・10号に該当するもののうち、天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金(フェロウランを除く。)、ディスペーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物
 - ③ 関税率表の第2844・20号に該当するもののうち、ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金(フェロウランを除く。)、ディスペーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物
 - ④ 関税率表の第2844・30号に該当するもののうち、ウラン235を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金(フェロウランを除く。)、ディスペーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物
 - ⑤ 関税率表の第2844・40号に該当するもののうち、核分裂性同位元素の化合物並びにこれを含有する合金、ディスペーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物
 - ⑥ 関税率表の第2844・50号に該当する使用済みの原子炉用核燃料要素(カートリッジ)
(注) この輸入注意事項中、「核原料物質」とは、核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令(昭和32年政令第325号)第2条に規定する核原料物質をいい、「核燃料物質」とは、同政令第1条に規定する核燃料物資をいう。
- (2) ジルコニウムの管
- 関税率表の第8109・90号に該当するもののうち、ジルコニウムの管(原子炉本体を構成するために設計、製造されたものであって、ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のものに限る。)
- (3) 原子炉等
- ① 関税率表の第8401・10号に該当する原子炉
 - ② 関税率表の第8401・30号に該当する核燃料要素(カートリッジ式で未使用のものに限る。)

- ③ 関税率表の第8401・40号に該当する原子炉の部分品
- (4) 電離放射線の測定用機器等
 - ① 関税率表の第9030・10号に該当するもののうち、電離放射線の測定用又は検出用の機器(核燃料物質を含むものに限る。)
 - ② 関税率表の第9030・90号に該当するもののうち、電離放射線の測定用又は検出用の機器(核燃料物質を含むものに限る。)の部分品及び附属品(核燃料物質を含むものに限る。)

2 申請者の資格

- (1) 核原料物質については、当該貨物を使用する者又はその者から委任を受けた者
- (2) 核燃料物質、原子炉等及び電離放射線の測定用機器等(核燃料物質を含むものに限る。)については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第61条第9号に規定する者又はその者から委任を受けた者
- (3) ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものについては、当該貨物を輸入しようとする者

3 書面申請手続

- (1) 申請書の提出先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (2) 申請書の受付時間
毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。
- (3) 申請書の提出部数
輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一 T2010)……2通及び写し2通。ただし、ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものにあっては、2通及び写し1通
- (4) 添付書類
 - ① 申請者の資格を有することを証する書類
 - (イ) 核原料物質
 - (a) 核原料物質を使用する者:
当該物質を使用することができる者であることを証する次のいずれかの書類の写し3通。ただし、4)にあっては、正本及び写し2通
 - 1) 原子炉等規制法第57条の7第1項の規定による届出書及び同条第3項の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書
 - 2) 原子炉等規制法第3条第1項の規定による指定書、第6条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書及び同条第2項の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書

- 3)原子炉等規制法第61条の3第1項の規定による許可書及び第61条の5第1項又は第2項の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書
- 4)原子炉等規制法第57条の7第1項第3号の規定に該当する場合にあってはその旨の説明を記載した書類
- (b) 核原料物質を使用する者から委任を受けた者:
核原料物質を使用する者についての(イ)(a)に掲げる書類及び委任状の写し3通
- (ロ) 核燃料物質
核燃料物質を輸入することができる者であることを証する次のいずれかの書類の写し3通
- (a) 製錬事業者:
原子炉等規制法第3条第1項の規定による指定書、第6条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書及び同条第2項の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書
- (b) 加工事業者:
原子炉等規制法第13条第1項の規定による許可書、第16条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書及び同条第2項の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書
- (c) 試験研究用等原子炉設置者:
原子炉等規制法第23条第1項の規定による許可書、第26条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書、同条第2項の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書及び同条第3項の規定による船舶の名称の届出をした場合にあっては船舶の名称の届出書
- (d) 発電用原子炉設置者:
原子炉等規制法第43条の3の5第1項の規定による許可書、第43条の3の8第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書及び同条第3項の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書
- (e) 再処理事業者:
原子炉等規制法第44条第1項の規定による指定書、第44条の4第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書及び同条第2項の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書
- (f) 核燃料物質使用者:
原子炉等規制法第52条第1項の規定による許可書、第55条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては変更許可書及び同条第2項の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書
- (g) 国際規制物資使用者:
原子炉等規制法第61条の3第1項の規定による許可書及び第61条の5第1項又は第2項の規定による変更の届出をした場合にあっては変更届出書
- (h) 上記(a)から(g)までの者から委任を受けた者:
委任者が核燃料物質を輸入することができる者であることを証する(ロ)(a)から(g)までに掲げる書類及び委任状

- (ハ) 原子炉等及び電離放射線の測定用機器等(核燃料物質を含むものに限る。)
(ロ)に規定するところによる申請資格を有することを証する書類
- ② 海外の売り手からのオファー又はこれに準ずる書類の写し3通(ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものにあっては、2通)
- ③ 申請品目の種類、形状、数量、金額、使用目的、需要者名(設置場所又は工場名)、最終需要者名、必要とする理由等を記載した申請内容説明書3通(ジルコニウムの管及び原子炉等のうち核燃料物質を含まないものにあっては、2通)
- ④ 輸入承認に当たり必要がある場合は、許可書等の原本並びに①から③までに掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。
- ⑤ 提出書類は原則として返還しない。ただし、許可書等の原本は確認後返還する。

4 輸入承認基準

当該輸入承認申請が3に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適當と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。

5 その他の事項

- (1) 核燃料物質の輸入承認に当たり、当該物質について講じられる防護措置について、資源エネルギー庁長官の確認を受けるべき旨の条件を付すことがある。
- (2) 本輸入注意事項に基づき承認された輸入貨物については、輸入通関後、原子炉等規制法の規定に基づき管理すること。